

監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月27日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第7号

監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則の一部を改正する規則
 監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(監察実施計画の報告) 第2条 略</p> <p>(監察の実施状況の報告) 第3条 香川県警察本部長は、<u>監察実施計画に基づく</u>監察を実施したときは、<u>四半期ごと</u>に香川県公安委員会に対し、その実施の状況を報告するものとする。ただし、特に必要がある場合は、速やかに報告するものとする。</p>	<p>(監察実施計画の報告) 第2条 略 <u>2 香川県警察本部長は、監察実施計画に従い、四半期ごとに監察実施に関する細目計画を作成し、香川県公安委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(監察の実施状況の報告) 第3条 香川県警察本部長は、監察を実施したときは、<u>おおむね1月ごと</u>に香川県公安委員会に対し、その実施の状況を報告するものとする。ただし、特に必要がある場合は、速やかに報告するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)
- 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～94 略					1～94 略				
95 監察に関する 香川県公安委員	<u>第2条</u>	略			95 監察に関する 香川県公安委員	<u>第2条第 1項</u>	略		

会への報告に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第17号）		
	第3条	略
96～101 略		
備考 略		

会への報告に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第17号）	第2条第2項	監察実施に関する細目 計画の報告の受理	○
	第3条	略	
96～101 略			
備考 略			